

草津市地域包括支援センターの運営について

草津市地域包括支援センター運営協議会



介護保険法施行規則第140条66第2号口

地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

草津市附属機関設置条例 別表第1

介護保険法(平成9年法律第123号)に定める地域包括支援センターの運営に対する評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務 < 定数:15人以内 >

◆ 地域包括支援センター運営協議会の所掌事務

センターの設置等【承認事項】	<ul style="list-style-type: none"> 圏域の設定 業務の法人への委託 業務を委託された法人による総合事業および予防給付に係る事業の実施 介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定 その他、公正・中立性の確保に関すること
センターの行う業務の方針【承認事項】	市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針(運営方針)が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする
センターの運営	<p>運営全体に関する事項の</p> <p>【組織運営体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> センターの人員体制が業務に対して適切なものとなっているか 担当区域における高齢者のニーズ把握を行っているか 職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか <p>【個人情報の保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか <p>【利用者満足の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか 安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか <p>【公平性・中立性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公平性、中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか
	<p>個別業務に関する事項の</p> <p>【総合相談支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか <p>【権利擁護業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか <p>【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか 介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか <p>【介護予防に係るケアマネジメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか <p>【市町村事業との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか
センターの職員の確保	センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や関係団体等の間で調整を行う
その他	地域における介護保険以外のサービス等と連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会資源の開発、その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う

◆ メンバー

<草津市附属機関運営規則 別表第1>



1	保健医療関係者
2	介護サービス事業者および介護予防サービス事業者から選出された者
3	居宅介護支援事業者から選出された者
4	介護サービスおよび介護予防サービス利用者
5	介護保険被保険者(公募委員)
6	民生委員児童委員
7	老人クラブ連合会から選出された者
8	草津市社会福祉協議会から選出された者
9	学識経験を有する者
10	その他市長が高齢者の保健福祉の推進に必要と認める者 ● 草津市健康推進員連絡協議会 ● 草津市まちづくり協議会

◆ 任期

<草津市附属機関運営規則 別表第2>

3年 令和3年7月1日から令和6年6月30日

◆ スケジュールと主な議題

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1回	センターの運営について ・センターの運営に関する評価 (運営全体/個別業務)		
第2回	センターの運営について ・運営方針について		

センターの設置等に関すること

委託できる居宅介護支援事業所の選定

◆ 介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務の一部委託にかかる指定居宅介護支援事業所一覧 <令和4年12月提供分>

【市内】

No.	事業所名	所在地 (圏域)	計	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
1	菖蒲の郷居宅介護支援センター	高穂	17	16	0	0	1	0	0
2	居宅介護支援かえで	高穂	6	2	2	2	0	0	0
3	近江草津徳洲会介護センター	高穂	12	6	3	1	2	0	0
4	アサヒサンクリーン ケアプランセンター かがやきの杜	高穂	11	4	4	1	0	2	0
5	ケアプランセンター ティエール	高穂	10	7	2	1	0	0	0
6	あおばな居宅介護支援事業所	草津	22	8	8	0	0	4	2
7	Nアート居宅介護支援事業所	草津	0	0	0	0	0	0	0
8	あやは居宅介護支援事業所	草津	9	0	0	1	0	3	5
9	オフィス豆の木介護支援事務所	草津	10	1	5	0	0	4	0
10	ケアプランセンター向日葵	草津	9	0	0	0	0	9	0
11	たんぼぼ 居宅介護支援事業所	草津	7	0	2	0	0	2	3
12	メディケア湖南居宅介護支援事業所	草津	19	2	13	3	0	1	0
13	りんく草津居宅介護支援事業所	草津	0	0	0	0	0	0	0
14	居宅介護支援事業所ライフパートナー	草津	5	1	1	2	1	0	0
15	ケアタウン南草津 居宅介護支援事業所	老上	9	1	2	4	1	1	0
16	楽居宅介護支援事業所	老上	11	0	1	7	2	0	1
17	居宅介護支援事業所 からん	老上	15	0	2	1	0	11	1
18	居宅介護支援事業所 夕照	老上	21	2	2	4	3	5	5
19	指定居宅介護支援事業所ふれあい	老上	22	3	9	3	1	6	0
20	指定居宅介護支援事業所 ケアプランそら	玉川	36	5	5	11	4	11	0
21	マザーレイク居宅介護支援事業所	玉川	15	1	3	2	7	2	0
22	草津市南笠居宅介護支援センターあさひ	玉川	23	0	2	1	20	0	0
23	はな、居宅介護支援事業所	松原	4	2	1	0	0	1	0
24	介護相談 となりぐみ	松原	10	1	2	0	0	5	2
25	居宅介護支援事業所 和花	松原	7	2	0	3	0	1	1
26	指定居宅介護支援事業所さらら	松原	35	4	15	2	0	10	4
27	草津市上笠居宅介護支援事業所	松原	4	0	0	0	0	4	0
28	アサヒサンクリーンケアプランセンター滋賀	新堂	11	0	3	0	0	2	6
29	岸本ケアプランセンター	新堂	9	0	2	0	0	5	2
30	指定居宅介護支援事業所 常輝の里	新堂	3	0	0	0	0	3	0
計			372	68	89	49	42	92	32

【市外】

No.	事業所名	所在地	計	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
31	コンサルテ居宅介護支援事業所	大津市	11	0	0	1	0	1	9
32	やわらケアプレイス	大津市	9	0	3	3	3	0	0
33	輝生会居宅介護支援事業所	大津市	7	0	3	1	1	2	0
34	居宅介護支援センター じんりょう	大津市	1	0	1	0	0	0	0
35	居宅介護支援事業所みちくさ	大津市	12	3	2	3	0	4	0
36	田原居宅介護支援事業所	大津市	1	0	0	0	1	0	0
37	レーク・ホロニー居宅介護支援事業所	大津市	2	0	0	2	0	0	0
38	Nアートおおつ居宅介護支援事業所	大津市	1	0	1	0	0	0	0
39	らっくケアプランセンター	栗東市	3	0	3	0	0	0	0
40	居宅介護支援事業所 はなえみ	栗東市	2	0	0	0	0	2	0
41	居宅介護支援事業所 栗東すみれ園	栗東市	7	5	1	0	1	0	0
42	こびらい生協診療所居宅介護支援事業所	栗東市	7	0	1	0	0	0	6
43	ケアプランセンター あかり	栗東市	1	0	0	0	1	0	0
44	ケアプランステーションここあ勝部	守山市	6	0	6	0	0	0	0
45	有限会社びわこメディカル 居宅介護支援事業所	守山市	1	0	0	0	0	0	1
46	ケアプランセンター向日葵・野洲	野洲市	5	0	3	0	0	1	1
計			76	8	24	10	7	10	17

指定居宅介護支援事業所への委託数

全体	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
448	76	113	59	49	102	49

一部委託にかかる指定居宅介護支援事業所数の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
総数	48	50	45	45	46	46
市内	31	34	30	31	31	30
市外	14	14	13	13	15	16
県外	3	2	2	1	0	0

➤ 居宅介護支援事業所により、人員体制や受託可能数が異なるため委託件数の差が生じているが、公平性・中立性に配慮して委託先の選定をすることができている。

承認事項①



介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務の 一部委託について

介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務につきまして、指定居宅介護支援事業所 46か所(令和4年12月提供分) に業務の一部委託を行っていることについて、運営協議会の承認をいただきたい。



センターの行う業務の方針について

運営方針

◆ 地域包括支援センター運営方針とは

介護保険法 第115条の47第1項

市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、**包括的支援事業の実施に係る方針**を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

◆ 草津市地域包括支援センター運営方針の構成

I 方針策定の趣旨	
II 基本的な運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者がいきいきと自分らしい生活を継続することができるよう支援します。 2. 地域におけるネットワークを構築し、高齢者が安心して暮らせるよう支援します。 3. 三職種のチームアプローチにより、包括的支援事業等を地域において一体的に実施します。 4. <u>地域包括支援センターの機能強化に向けた取組を行います。</u> 重点的な取組
III 具体的な運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合相談支援業務 2. 権利擁護業務 3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 4. 介護予防ケアマネジメント業務・介護予防支援業務 5. 認知症総合支援事業 6. 地域ケア会議推進事業 7. その他

重点的な取組

地域ケア個別会議から抽出された学区の地域課題を「地域課題検討会議」において整理・深堀するとともに、課題解決に向けた手段・方策の検討を行い、地域ケア推進会議等の場で実現可能な解決策を講じることができるよう努めます。

地域ケア会議

地域包括支援センターや市が主催し、高齢者支援について医療や介護、福祉などの専門職、地域の関係者が協働して行う会議。個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明らかにし、地域課題の解決につなげる。

地域ケア個別会議

高齢者個人を取り巻いている課題への対応について、本人や家族、サービス提供者等の専門職、地域住民等が参加し、多様な視点から検討を行うことで、高齢者が地域においてその人らしく生活が継続できるよう支援する

地域ケア推進会議

地域ケア個別会議における個別ケースの課題検討を積み重ねる中で把握した地域課題を、包括支援センターや行政のみならず、地域の人々・関係機関等と共有・検討する

地域課題

地域の複数の人々に普遍的に影響を及ぼすものと考えられ、地域全体で考えていく必要があると合意される課題

個別課題解決

ネットワーク構築

地域課題発見

地域づくり・資源開発

政策形成

地域ケア個別会議

個別課題の解決
地域課題の抽出

地域課題検討会議

地域課題の整理・深堀
課題解決に向けた
取組方法の検討

小学校区域における地域ケア推進会議

学区の医療福祉を考える会議など
学区の地域課題の共有
実現可能な解決方法の検討・実施

市域における地域ケア推進会議

草津市あんしんいきいき
プラン委員会 など
市域の地域課題の解決に
向けた事業展開の検討

～重点的な取組によって期待する効果～

地域ケア会議を活用し、各会議における機能を発揮することにより、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

地域課題の抽出力の強化

顕在化している
課題の原因は？

地域のニーズは？
(見えているもの、見えていないもの)

未然に
防ぐためには？

不足しているものは？
(サービス・資源・取組など)

地域課題の解決に向けた道筋

解決のために必要な取組は？
(実現の可能性や継続性)

地域課題の共有や解決方法の
検討に適した場・メンバーは？

地域づくり・資源開発の実現

どんな地域になってほしいか？

どうしたら可能性を広げられるか？

政策形成の実現

各種計画にどう反映するか？

事業展開や施策の提案

ケアマネジメントの質の向上

助け合い・支え合い

地域課題の解決

地域包括ケアシステムの
深化・推進

高齢者個人に対する支援の充実 ⇒ 地域で支える社会基盤の整備

地域課題検討会議開催（2回） 参加者：包括・地区担当保健師・生活支援コーディネーター

地域課題の整理・深掘

- ▶ 顕在化している課題の原因・背景
- ▶ 未然に防ぐために必要な取組
- ▶ 地域におけるニーズ
- ▶ 不足している取組・社会資源

学区の特性に応じた健康づくりや支え合いのコミュニティづくりを目的に小学校区ごとに配置されている

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備の推進を目的に小学校区ごとに配置されている

地域課題の解決に向けた道筋

- ▶ 解決に向けて必要な取組
- ▶ 地域課題の共有や更なる深掘、解決方法の検討を行うべき場・メンバー

⇒ **解決等に向けて、誰がどのように働きかけていくのかを明確にする**

R4年度
取組

具体例

地域課題	原因の明確化・不足する資源の把握	解決に向けて
男性介護者の介護・家事の負担	介護等の負担感も大きいですが、男性自身が地域との繋がりが希薄で、楽しみがない	地域課題への更なる転換に向けた検討の結果... 包括・地区担当保健師が、民生委員（高齢男性）が地域と繋がったきっかけや動機について実態把握
徒歩圏内に商業施設がない	自分の目で見て買い物をしたい高齢者は多い。移動販売を利用している人も一定数ある	地域課題への更なる転換に向けた検討の結果... 買い物に関する実態把握（地域サロン参加者等への調査）を学区の医療福祉を考える会議で実施
疾病等で急に動けなくなった際の生活費の確保	独居高齢者の場合、特にリスクが高くなるため、自分自身での備えが必要となる	解決に向けた具体的な取組の検討の結果... 包括・地区担当保健師が、金融機関と課題を共有し老後に備える啓発等、協働による取組を実施

評価

- ▶ 6圏域が集合する場面で、地域課題の整理・深掘りや解決に向けた検討を行うことで、圏域間で共有することができることから、次年度もこのような場が必要。
- ▶ 講じた解決策のうち、地域包括支援センター・地区担当保健師・生活支援コーディネーターが取組む内容について、実施計画等に反映することとしました。その中で、解決策として講じた取組として、**R4年度中に金融機関への調整を行い老後の備えに向けたセミナーの実施に至る**等、実現可能な解決策を講じることができた事例もありました。

❖ セミナー実施に向けた経過

- ▶ 情報共有の中で、金融機関が病気で動けない状態になったり認知症が進行した高齢者の金銭管理に課題を感じ、啓発が必要と考えていることを把握
- ▶ 互いのフィールドを活用した幅広い対象者への啓発が可能
⇒ 協働によるセミナーの実施

❖ 今後の展開

- ▶ 金銭管理に困ることがないよう、備えておくべき事項や高齢者が自助として活用できる金融機関の制度について、金融機関が圏域ケアマネジャー交流会で周知する予定

【期待する効果】

今後の金銭管理について、高齢者がどうしていきたくを家族等と相談したり、必要な制度を活用できるよう、ケアマネジャーが担当する高齢者等に伝えることができる



R5年度
方向性

学区ごとに、包括や地区担当保健師、生活支援コーディネーター等の関係者が集まり、地域課題を整理・深掘りし、解決に向けて検討する場を引き続き設けていきます。

小学校区での取組では解決が難しい地域課題への取組

個別課題解決

ネットワーク構築

地域課題発見

地域づくり・資源開発

政策形成

地域ケア個別会議

地域課題検討会議

学区の医療福祉を考える会議 など

草津市あんしんいきいき
プラン委員会 など

身寄りがない高齢者の住み替え
には様々な障壁がある



学区における支え合い等の取組
では解決が難しいのでは？

他の圏域でも同じような
課題が起きているかも

6 圏域の包括で課題を共有

- ▶ 身寄りがない高齢者の場合、保証人が立てられない
- ▶ 高齢者に安心して情報提供できる家賃債務保証会社が分からない
- ▶ 住まい探しを伴走支援できる支援者がいない
- ▶ 滋賀県の居住支援の窓口相談するが、市内の物件が見つからない



リーダー会議 + α

庁内関係課等との協議...

居住支援の仕組みを
知ろう

庁内の関係課で話し合う
機会を作ろう

近隣市町の居住支援を
見学してみよう

関係課・機関を交えて課題を共有

- ▶ 市営住宅は保証人が不在でも申し込みが可能。ただし、市税滞納がない等の条件が...
- ▶ 滋賀県が居住支援に取り組んでいるが、市内で入居可能な物件は少ない
- ▶ 賃貸物件の家主は、高齢者の孤独死等を不安視することが多い。

**高齢者の住まいについて、草津市の包括的な
支援体制を考える必要がある**

意見交換



高齢者を取り巻く様々な課題に対し、地域の中の様々な資源が協働し、解決に向けて取り組む



地域包括ケアシステムの
深化・推進

～ 意見交換 ～

地域課題について地域の中の様々な方に **【ともに考え】** ていただくために、

- ・ どのような人や団体と繋がるのがよいか
- ・ どのような働きかけが必要か

についてご意見をいただきたい。


< 地域課題におけるキーワード >

ごみ出し
孤立（孤独死）

地域の居場所
認知症高齢者の行方不明

買い物
夜間の見守り

例えば...



私が所属する団体は、〇〇のような課題であれば、【ともに考える】ことができる。また、□□の取組ができるかも！



〇〇の課題であれば、□□のような団体と協働できるとよい！



〇〇の点に注意しておくと、【やらされ感】に繋がりにくい！

承認事項②



地域包括支援センター運営方針について

『資料3 草津市地域包括支援センター運営方針(案)』について、
運営協議会の承認をいただきたい。



報告事項①

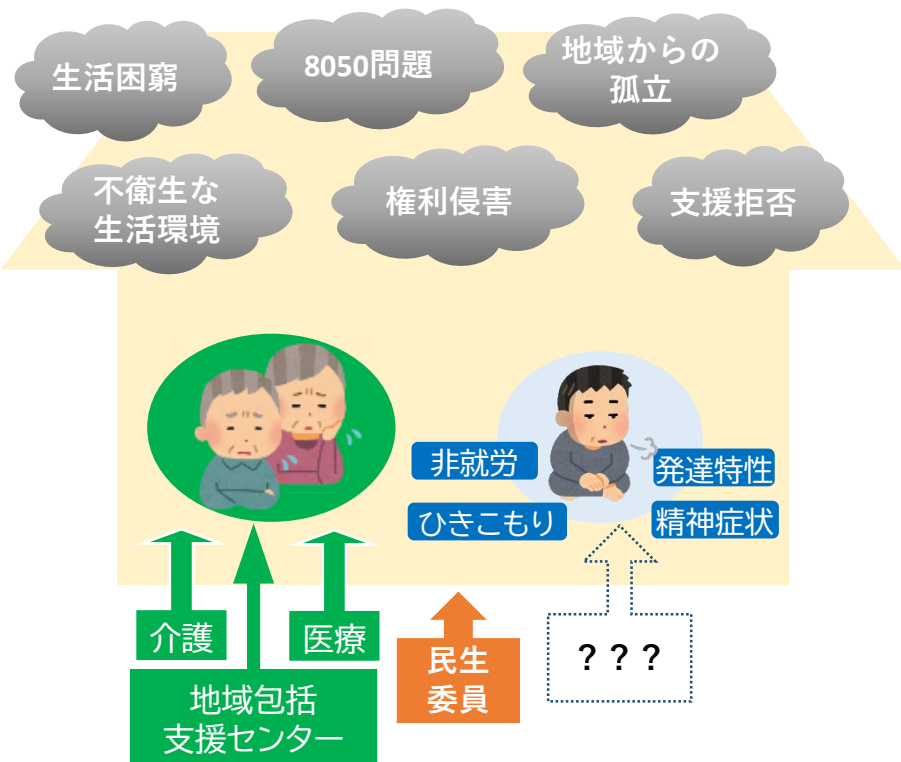


来年度以降の地域包括支援センターと 関係機関等との連携強化について

<前回の協議会にて>

高齢者と同居する家族がなんらかの困難さを抱える場合、高齢者の加齢とともに家族の関係性に変化が生じ、高齢者の権利侵害に至る事例が多い。

そのため、草津市において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会となるよう、このような世帯に対して、どのような仕組みが必要であるか、委員の皆さんからご意見をいただきました。



- ◆ 地域包括支援センターをはじめ、ケアマネジャーや介護サービス事業者等が高齢者への支援を展開。その支援を通じて、ひきこもりや就労していない子世代の相談支援への繋ぎを試みるも、うまく繋がらないこともあり世帯支援として介入せざるをえない状況がみられる。
- ◆ 高齢者夫婦や高齢者のみの世帯が多くある。そのような世帯を、近所の人を確認するだけで発見が遅れるといった事態を防ぐことができる。
- ◆ 高齢者夫婦世帯、高齢者のみの世帯であっても、支え手が倒れてしまうと総崩れとなってしまう。本人から早期にヘルプサインが出ない場合、大丈夫だと見過ごされてしまうことがある。地域包括支援センターや地域の住民の方々等、様々な支え手の中で、支援や見守りの仕組みを作っていくのが重要な課題である。すぐに結論が出る問題ではない。
- ◆ 私たち支援者がやるべきことは、家族の置かれた状況を理解しサポートすることではないかと指摘するような事例があった。家族の発言に至った経過を知り、どのようにサポートしていくか議論することが大事。
- ◆ 全体的、多面的に専門家が問題を見て、何が必要かを考えていかないといけないのかもしれない。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

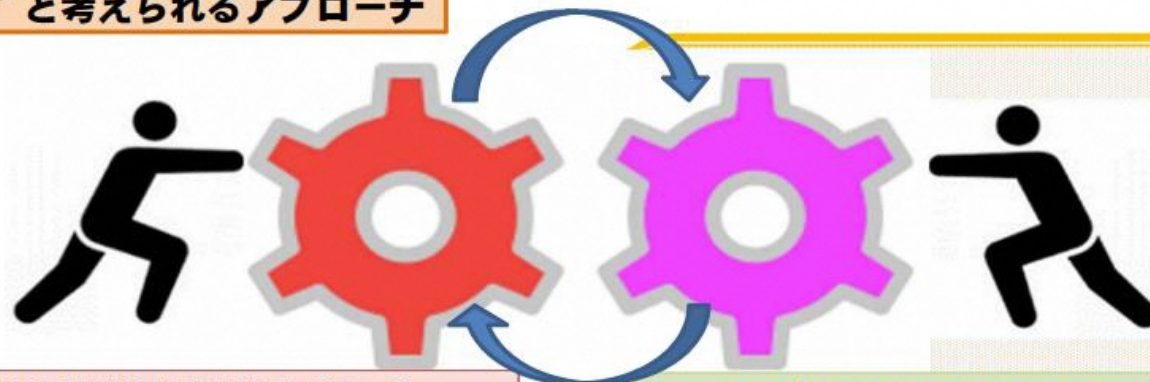
すべての社会・経済活動の基盤としての地域



.....

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

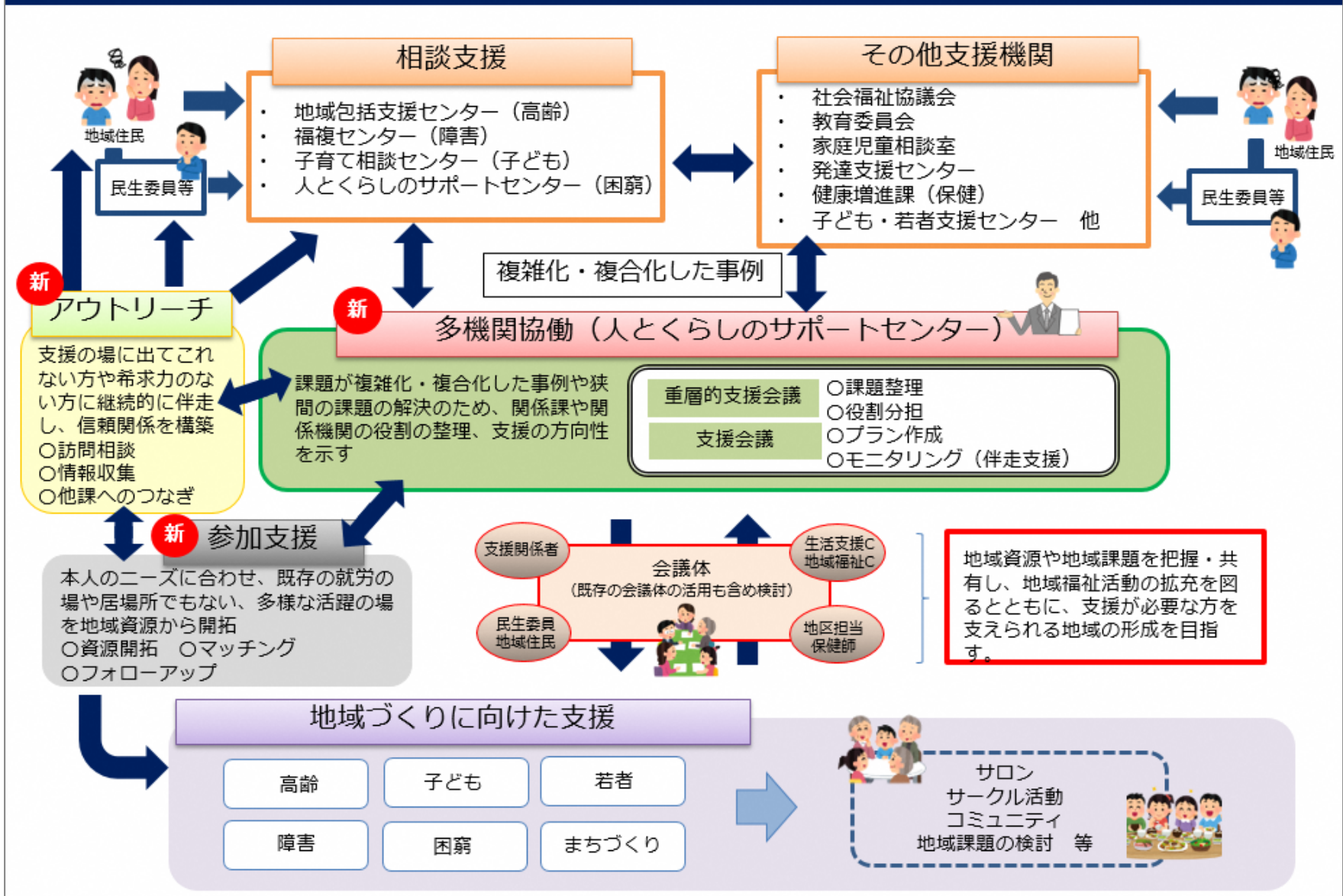
共通の基盤

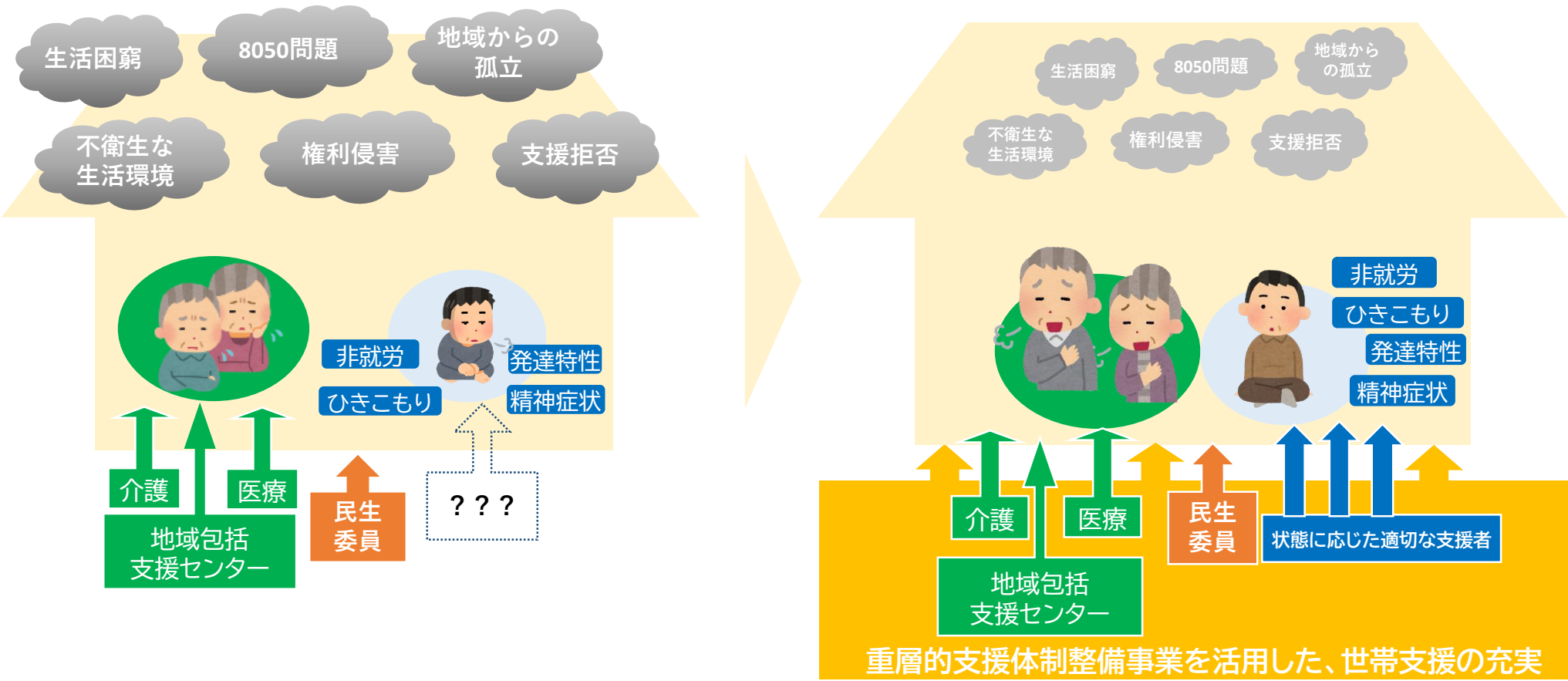
本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

※令和5年2月議会に上程中

草津市重層的支援体制整備事業イメージ (案)





世帯支援として、関係者・関係機関の連携体制を強化することにより..

- 課題を抱える個人・世帯にとって、適切な支援・対応につながりやすくなる。
- 地域包括支援センターが支援を抱え込むことなく、センターの負担軽減および機能強化を図ることができる。

報告事項②



地域包括支援センターの周知 <今年度の実績>

<令和4年度の実績>

①	転入者へのチラシ配布	令和3年4月から
②	JALレーク滋賀と連携した周知（各支店におけるチラシの設置・配布等）	令和3年11月から
～9月1日から30日を『草津市地域包括支援センターPR月間』と定め、集中的にPRを行いました～		
③	広報くさつ特集記事の作成（全戸配布）	令和4年9月
④	草津市ホームページの各センター紹介写真・バナーの更新	令和4年9月
⑤	市が連携協定を締結している保険会社二社による、センターの啓発および認知度アンケートの実施	令和4年9月 令和4年12月～令和5年1月
⑥	スーパーやコンビニ、金融機関、郵便局、立命館大学等での包括PRカードの設置・配布	随時

①②

高齢者の総合相談窓口 草津市地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんが地域で安心して生活することができるよう、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から相談・支援を行っています。

さまざまな相談ごと

- 〇ひとり暮らしの寂し気心配
- 〇日常生活の困りごと
- 〇認知症に関する相談
- 〇近所の高齢者が心配

介護や健康づくり

- 〇地域の介護予防の取組
- 〇介護保険の申請
- 〇介護予防や総合事業のサービス

権利を守ること

- 〇お金の管理や契約のこと（成年後見制度の利用など）
- 〇契約者虐待のこと
- 〇消費者被害のこと

地域のネットワークづくり

- 〇医療機関や介護事業所などと連携した地域づくり
- 〇ケアマネジャーの支援

～その他、高齢者に関する相談や心配があればお気軽にご相談ください～

担当の地域包括支援センター

- ◆ お住まいの学区を担当する地域包括支援センターにご相談ください。
- ◆ 訪問等で職員が不在している場合がありますので、まずはお電話でご連絡ください。

高郷地域包括支援センター	草津地域包括支援センター
<ul style="list-style-type: none"> ●所在地 山守町837番地（特別養護老人ホーム高郷の境内） ●電話 077-561-8143 ●FAX 077-561-9524 ●学区 志津・志津南・矢倉 	<ul style="list-style-type: none"> ●所在地 草津三丁目9番14号 ●電話 077-561-8144 ●FAX 077-561-9525 ●学区 草津・大浜・渋川
老上地域包括支援センター	玉川地域包括支援センター
<ul style="list-style-type: none"> ●所在地 女機町885番地1 ●電話 077-561-8145 ●FAX 077-561-9526 ●学区 老上・老上西 	<ul style="list-style-type: none"> ●所在地 笠山一丁目1番46号（福祉学習センターあさひの隣） ●電話 077-561-8146 ●FAX 077-561-9527 ●学区 玉川・南笠原
松原地域包括支援センター	新堂地域包括支援センター
<ul style="list-style-type: none"> ●所在地 上笠一丁目9番11号（上笠学習センター・高齢者の家） ●電話 077-561-8147 ●FAX 077-561-9528 ●学区 山田・笠縫 	<ul style="list-style-type: none"> ●所在地 志那町中25番地（上笠学習センター・高齢者の家） ●電話 077-568-4148 ●FAX 077-568-3529 ●学区 笠縫東・常盤

※草津市では、6つの市内各地域の支援センターを連携連携しています。

③

認知症の人を地域で見守りましょう

認知症へのサポートカード

認知症の人が安心して暮らすためには、周囲の人の理解が大切です。周囲では、認知症を知らないままに、認知症の人を「おかしな人」「変な人」として見られることがあります。認知症の人には、周囲の人に認知症のことを伝えてもらうことが大切です。認知症の人には、周囲の人に認知症のことを伝えてもらうことが大切です。

認知症へのサポートカード

認知症の人が安心して暮らすためには、周囲の人の理解が大切です。周囲では、認知症を知らないままに、認知症の人を「おかしな人」「変な人」として見られることがあります。認知症の人には、周囲の人に認知症のことを伝えてもらうことが大切です。認知症の人には、周囲の人に認知症のことを伝えてもらうことが大切です。

地域で支える認知症

一認知症があっても安心なまちをめざして

認知症の人が安心して暮らすためには、周囲の人の理解が大切です。周囲では、認知症を知らないままに、認知症の人を「おかしな人」「変な人」として見られることがあります。認知症の人には、周囲の人に認知症のことを伝えてもらうことが大切です。認知症の人には、周囲の人に認知症のことを伝えてもらうことが大切です。

安心して暮らせる地域づくり

認知症の人が安心して暮らすためには、周囲の人の理解が大切です。周囲では、認知症を知らないままに、認知症の人を「おかしな人」「変な人」として見られることがあります。認知症の人には、周囲の人に認知症のことを伝えてもらうことが大切です。認知症の人には、周囲の人に認知症のことを伝えてもらうことが大切です。

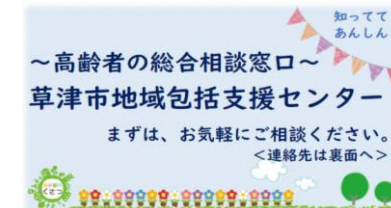
地域包括支援センターの周知 <今年度の実績>

④



⑥

(表面)



(裏面)



⑤ 市が連携協定を締結している保険会社二社による、センターの啓発および認知度アンケートの実施結果

<第一生命保険株式会社> 配布・回収数:155人

<明治安田生命保険相互会社> 配布・回収数:101人

○地域包括支援センターを“知っている”と回答・・・72名
(46.4%)

	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	計
知っている	0	0	3	6	7	3	3	3	25
知らない	1	11	10	10	22	6	13	3	76

○地域包括支援センターを“知っている”と回答・・・25名
(24.8%)

➤ 今後も、幅広い年代の人にセンターを知ってもらい、早期に相談につながるができるよう、「草津市地域包括支援センターPR月間(9月1日～30日)」をはじめ、様々な機会をとらえた周知を行います。